

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十四号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

**第一条** 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中百五十一の二の項を百五十一の二の五の項とし、百五十一の項の次に次のように加える。

百五	地域連携薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	一万千円	認定申請のとき。
百五 十一	地域連携薬 局認定申請 手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	一万千円	更新申請のとき。
百五 十一 の二 の三	専門医療機 関連携薬局 認定申請手 数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	一万千円	認定申請のとき。
百五	専門医療機			更新申請

十一 の二 の四	関連携薬局 認定更新申 請手数料	効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査		のとき。
----------------	------------------------	---	--	------

別表第一の百六十三の五の項の次に次のように加える。

百六 十三 の六	医薬品の保 管のみを行 う製造所に 係る登録申 請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査	三万八千円	登録申請 のとき。
百六 十三 の七	医薬部外品 の保管のみ を行う製造 所に係る登 録申請手 料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査	二万六千八百円	登録申請 のとき。
百六 十三 の八	化粧品 の保管のみ を行う製造 所に係る登 録申請手 料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第一項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査	二万六千八百円	登録申請 のとき。

百六十三の九	医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	二万百円	更新申請のとき。
百六十三の十	医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	二万百円	更新申請のとき。
百六十三の十一	化粧品等の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二の二第四項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	二万百円	更新申請のとき。

別表第一の百九十一の九の二の項の次に次のように加える。

百九十一の九	地域連携薬局等認定証の書換え交換手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の八第一項の規定に基づく地域連携薬局又	二千円	書換え交換申請のとき。
--------	---------------------	--	-----	-------------

百九 十一 の九 の四	地域連携薬 局等認定証 の再交付手 数料	は専門医療機関連携薬局の認定 に関する証明書の書換え交付	
		医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関す る法律施行令第二条の九第一項 の規定に基づく地域連携薬局又 は専門医療機関連携薬局の認定 に関する証明書の再交付	
			二千九百円
			再交付申 請のとき。

別表第一の百九十一の十三の項の次に次のように加える。

百九 十一 の十 の三 の二	医薬品、医 薬部外品及 び化粧品 の保管のみを 行う製造所 に係る登録 証の書換え 交付手数料	は専門医療機関連携薬局の認定 に関する証明書の書換え交付	
百九 十一 の十 の三 の二	医薬品、医 薬部外品及 び化粧品 の保管のみを 行う製造所 に係る登録 証の再交付 手数料	医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関す る法律施行令第十六条の五第一 項の規定に基づく医薬品、医療 部外品及び化粧品の製造工程の うち保管のみを行う製造所に係 る登録に関する証明書の再交付	
			二千九百円
			再交付申 請のとき。

別表第一の二百三十七の項を次のように改める。

二百	飲食店営業	食品衛生法第	食品衛生法施行	一万七千六	許可申請
三十	等許可申請	五十五条第一	令（昭和二十八	百円（許可	のとき。
七	手数料	項の規定に基	年政令第二百二	の有効期間	
		づく許可の申	十九号）第三十	満了に際し	
		請に対する審	五条第一号に掲	引き続き同	
		査	げる飲食店営業	一の営業の	
			の場合	許可を受け	
				ようとする	
				場合（以下	
				この項にお	
				いて「継続	
				の場合」と	
				いう。）に	
				あつては一	
				万四千九百	
				円、露店形	
				態の営業で	
				ある場合に	
				あつては六	
				千百円）	
				六千百円	
				食品衛生法施行	許可申請
				令第三十五条第	のとき。
				二号に掲げる調	
				理の機能を有す	
				る自動販売機に	
				より食品を調理	
				し、調理された	

<p>食品衛生法施行 令第三十五条第</p>	<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 六号に掲げる集 乳業の場合</p>	<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 五号に掲げる魚 介類競り売り営 業の場合</p>	<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 四号に掲げる魚 介類販売業の場 合</p>	<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 三号に掲げる食 肉販売業の場合</p>	<p>食品を販売する 営業の場合</p>
<p>二万三千百 円（継続の</p>	<p>一万六百元 （継続の場 合にあって は、八千八 百円）</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円 ）</p>	<p>一万六百元 （継続の場 合にあって は、八千八 百円）</p>	<p>一万六百元 （継続の場 合にあって は、八千八 百円）</p>	
<p>許可申請 のとき。</p>	<p>許可申請 のとき。</p>	<p>許可申請 のとき。</p>	<p>許可申請 のとき。</p>	<p>許可申請 のとき。</p>	

<p>七号に掲げる乳 処理業の場合</p>	<p>場合に あつては、一 万八千二百 円</p>	
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 八号に掲げる特 別牛乳搾取処理 業の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合に あつては、一 万八千二百 円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 九号に掲げる食 肉処理業の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合に あつては、一 万八千二百 円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 十号に掲げる食 品の放射線照射 業の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合に あつては、一 万八千二百 円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 十一号に掲げる 菓子製造業の場 合</p>	<p>一万五千四 百円（継続 の 場合に あつては、一 万</p>	<p>許可申請 のとき。</p>

<p>食品衛生法施行令第三十五条第十五号に掲げる食肉製品製造業の場合</p>	<p>食品衛生法施行令第三十五条第十四号に掲げる清涼飲料水製造業の場合</p>	<p>食品衛生法施行令第三十五条第十三号に掲げる乳製品製造業の場合</p>	<p>食品衛生法施行令第三十五条第十二号に掲げるアイスクリーム類製造業の場合</p>	<p>合</p>
<p>二万三千百円（継続の場合） は、一万八千二百円</p>	<p>二万三千百円（継続の場合） は、一万八千二百円</p>	<p>二万三千百円（継続の場合） は、一万八千二百円</p>	<p>一万五千四百円（継続の場合） は、一万三千百円</p>	<p>万三千百円</p>
<p>許可申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p></p>



<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 十六号に掲げる 水産製品製造業 の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 十七号に掲げる 冰雪製造業の場 合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 十九号に掲げる 食用油脂製造業 の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行</p>	<p>一万七千六</p>	<p>許可申請</p>

<p>令第三十五条第 二十号に掲げる みそ又はしょう ゆ製造業の場合</p>	<p>百円（継続 の場合にあ っては、一 万四千九百 円）</p>	<p>のとき。 許可申請</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十一号に掲げ る酒類製造業の 場合</p>	<p>一万七千六 百円（継続 の場合にあ っては、一 万四千九百 円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十二号に掲げ る豆腐製造業の 場合</p>	<p>一万五千四 百円（継続 の場合にあ っては、一 万三千百円 ）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十四号に掲げ</p>	<p>一万五千四 百円（継続 の場合にあ</p>	<p>許可申請 のとき。</p>

<p>る麺類製造業の 場合</p>	<p>っては、一 万三千百円</p>	
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十五号に掲げ るそうざい製造 業の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十六号に掲げ る複合型そうざ い製造業の場合</p>	<p>二万八千円 （継続の場 合にあつて は、二万六 千円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十七号に掲げ る冷凍食品製造 業の場合</p>	<p>二万三千百 円（継続の 場合にあつ ては、一万 八千二百円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法施行 令第三十五条第 二十八号に掲げ る複合型冷凍食 品製造業の場合</p>	<p>二万八千円 （継続の場 合にあつて は、二万六 千円）</p>	<p>許可申請 のとき。</p>

食品衛生法施行令第三十五条第三十二号に掲げる添加物製造業の場合	食品衛生法施行令第三十五条第三十一号に掲げる食品の小分け業の場合	食品衛生法施行令第三十五条第三十号に掲げる密封包装食品製造業の場合	食品衛生法施行令第三十五条第二十九号に掲げる漬物製造業の場合
二万三千百円（継続の場合） は、一万八千二百円	一万五千四百円（継続の場合） は、一万三千百円	二万三千百円（継続の場合） は、一万八千二百円	一万五千四百円（継続の場合） は、一万三千百円
許可申請のとき。	許可申請のとき。	許可申請のとき。	許可申請のとき。

別表第一の二百七十六の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同表二百七十七の項中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「

第七十二条第六項」に改め、同表二百七十八の項中「第二十二條第一項」を「第七十六條第一項」に改め、同表二百七十九の項中「区画漁業権」を「個別漁業権」に、「第二十四條第二項」を「第七十八條第二項」に改め、同表二百八十の項中「第二十六條第一項ただし書」を「第七十九條第一項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表二百八十一の項中「第三十六條第一項（同條第四項）」を「第八十

八條第一項（同條第五項）」に改め、同表三百五十九の二の項中

規則で定めるところにより算定した床面積の合計（以下この項において「算定床面積」という。）が二千平方メートル以上五千平方メートル以内のもの

規則で定めるところにより算定した床面積の合計（以下この項において「算定床面積」という。）が三百平方メートル以上千平方メートル以内のもの	三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に六万円（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
---	--	--------------------

三百五十九 の項に掲げ る床面積の 合計の区分 に応じ、そ れぞれ当該 手数料額に 十二万五千 円を加算し た額	完了検査 申請又は 完了検査 通知のと き。
---	------------------------------------

を

産物の増殖 場又は養殖 場、倉庫、 卸売市場、 火葬場、と 畜場、汚水 処理場、ご み処理場そ の他エネル ギーの使用 の状況がこ れらに類す るもの（以 下この項、 三百六十一 の二の項、 三百九十九 の五の二の 項及び三百 九十九の五 の三の項に おいて「工 場等」とい う。）であ る場合に あっては、一 万七千円） を加算した 額	
---	--

に改め、

<p>算定床面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの</p>	<p>三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に七万八千円（工場等である場合にあっては、二万二千円）を加算した額</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>
<p>算定床面積が二千平方メートルを超える五千平方メートル以内のもの</p>	<p>三百五十九の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に十二万五千円（工場等である場合にあっては、五万二千円）を加算した額</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のとき。</p>

「

「十六万二千元」の下に「(工場等である場合にあつては、七万七千元)」を、「に十九万四千元」の下に「(工場等である場合にあつては、九万五千元)」を、「二十万七千元」の下に「(工場等である場合にあつては、十一万七千元)」を、「二十九万四千元」の下に「(工場等である場合にあつては、十六万千元)」を加え、同表

規則で  
ころに  
した床  
計(以  
におい  
床面積  
が三  
メートル  
方メー  
のもの

算定床  
平方メ  
超え二  
メートル  
の

規則で定めるところにより算定した床面積の合計(以下この項において「算定床面積」という。)	三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該	完了検査申請又は完了検査通知のとき。
が二千平方メートル以上五千平方メートル以下	手数料額に十二万五千円を加算し	

三百六十一の二の項中

を



内のもの

た額

算定床  
千平方  
を越え  
メートル  
もの

定めると	三百六十一	完了検査
より算定	の項に掲げ	申請又は
面積の合	る床面積の	完了検査
下この項	合計の区分	通知のと
て「算定	に應じ、そ	き。
」という。	れぞれ当該	
百平方メ	手数料額に	
以上千平	六万円（工	
トル以内	場等である	
	場合にあつ	

<p>ては、一万七千円)を加算した額</p>	<p>面積が千メートルを千平方メートル以内のも 三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に七万八千円(工場等である場合にあっては、二万二千元)を加算した額</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のと</p>	<p>面積が二メートル五千平方メートル以内の 三百六十一の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に十二万五千元(工場等である場合にあっては、</p>	<p>完了検査申請又は完了検査通知のと</p>
------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------

に改め、「十六万二千元」の下に「(工場等で

五万二千元 を 加算し た 額
-----------------------------

ある場合にあつては、七万七千円」を、「に十九万四千元」の下に「（工場等である場合にあつては、九万五千元）」を、「二十二万七千元」の下に「（工場等である場合にあつては、十一万七千元）」を、「二十九万四千元」の下に「（工場等である場合にあつては、十六万千元）」を加え、同表中三百八十三の二の項を三百八十三の二の三の項とし、三百八十三の項の次に次のように加える。

三百 居住環境向上 用途誘導地区 八十 内における建 築物の建蔽率 又は壁面の位 置の特例許可 申請手数料	建築基準法第六十条の二の二第 一項第二号の規定に基づく建築 物の建蔽率又は壁面の位置に関 する特例の許可の申請に対する 審査	十六万円	許可申請 のとき。
三百 居住環境向上 用途誘導地区 八十 内における建 築物の高さの 特例許可申請 手数料	建築基準法第六十条の二の二第 三項の規定に基づく建築物の高 さに関する特例の許可の申請に 対する審査	十六万円	許可申請 のとき。

別表第一の三百九十九の項中「第百十五条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、

「

同表三百九十九の二の二の項中

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十八万九千三百円	認定申請のとき。
床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十八万九千三百円	認定申請のとき。
床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十八万九千三百円	認定申請のとき。

を

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万八千七百円）	認定申請のとき。
床面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	三十八万九千三百円（低炭素建築物適合計画である場合には、九千三百円）	認定申請のとき。

に、

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千三百円）
-----------------------------	-----------------------------------

ては、二万  
九千三百円

認定申請  
のとき。

を

床面積が三百平方メートル以上	床面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	床面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの
三十八万八千円（低炭素）	九千三百円（低炭素）	十一万八千円（低炭素）	十五万四千円（低炭素）
変更認定申請のとき	認定申請のとき。	認定申請のとき。	認定申請のとき。

床面積が三百平方メートル以上  
三十八万八千円（低炭素）  
変更認定申請のとき

に改め、同表三百

床面積が三  
平方メートル  
未満のもの

九十九の四の項中

二千平方メートル未満のもの

建築物適合

き。

を

床面積が千メートル以上千平方メートル未満のもの

百平方メートル以上	二十九万七千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一	変更認定申請のとき。
平方メートル以上	三十八万九千三百円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万	変更認定申請のとき。

に、

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千三百円	変更認定申請のとき。
-----------------------------	----------------------------------	------------

二千平方メートル未満のもの	建築物適合
計画である場合には、二万九千三百円	き。

床面積が千メートル以上千平方メートル未満のもの	
-------------------------	--

を

床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万八千円（低炭素建築物適合計画である場合には、一万八千七百円）	変更認定申請のとき。
床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万四千円（低炭素建築物適合計画である場合には、二万九千三百円）	変更認定申請のとき。

に改め、同表三百九十九の五

規則で定めるところにより算定	五十四万三千円	計画提出又は計画
----------------	---------	----------

規則で定めるところにより算定した床面積（以下この項において「床面積」という。）が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

の二の項中

した床面積（以下この項において「床面積」という。）が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	通知のと
	き。

を

床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
----------------------------	-----------------------------

二十九万六千円（工場等である場合にあつては、三万四千円）

二十九万六千円（工場等である場合にあつては、三万四千円）	計画提出又は計画通知のと
三十八万千円（工場等である場合にあつては、	計画提出又は計画通知のと

に改め、「六十六万九千円」の下に「（工場等である場合



四万六千円	
五十四万三千円（工場等である場合にあつては、十万七千円）	計画提出又は計画通知のとき。

にあつては、「七十九万円」の下に「（工場等である場合にあつては、十九万四千円）」を、「九十万千円」の下に「（工場等である場合にあつては、二十三万九千円）」を、「百十二万四千円」の下に「（工場等である場合にあつ

床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万五千円	計画提出又は計画通知のとき。
-----------------------------	---------	----------------

ては、三十三万円）」を加え、

を

床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万六千円（工場等である場合にあっては、二万九千二百円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十五万二千円（工場等である場合にあっては、四万千円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万五千円（工場等である場合にあっては、十万円）	計画提出又は計画通知のとき。

に改め、「三十二万円」の下に「工

場等である場合にあっては、十五万円」を、「三十八万四千円」の下に「（工場等である場合にあっては、十八万五千円）」を、「四十五万円」の下に「（工場等である場合にあっては、二十三万円）」を、「五十八万三千円」の下に「（工場等である場合にあっては、三十一万九千円）」を加え、「第三十二条」を「第三十七条」に、

」

「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、

床面積が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの	八万四千円
---------------------------------	-------

計画提出  
又は計画  
通知のと  
き。

を

床面積が三百平方メートル以上 千平方メートル未満のもの	一万八千七百円	計画提出 又は計画 通知のと き。
床面積が千平方メートル以上 二平方メートル未満のもの	二万九千三百円	計画提出 又は計画 通知のと き。
床面積が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの	八万四千円	計画提出 又は計画 通知のと き。

に改め、同表三百

九十九の五の三の項中「二十三万六千円」の下に「（工場等である場合にあつては、

床面  
方メ  
千平  
未満

二万五千円）」を加え、

床面積が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの	三十八万七千円	計画提出 又は計画 通知のと き。
---------------------------------	---------	----------------------------

を

ル未満のもの

き。

床面  
メー  
千平  
未満

積が三百平方メートル以上 方メートルのもの	二十九万六千円（工場等である場合にあっては、三万四千円）	計画提出 又は計画 通知のと き。
積が千平方メートル以上二 方メートルのもの	三十八万七千円（工場等である場合にあっては、四万六千円）	計画提出 又は計画 通知のと き。

に改め、「五十四万三千元」の下に「（工場

等である場合にあっては、十万七千元）」を、「六十六万九千元」の下に「（工場等である場合にあっては、十五万七千元）」を、「七十九万円」の下に「（工場等である場合にあっては、十九万四千元）」を、「九十万円」の下に「（工場等である場合にあっては、二十三万九千元）」を、「百十二万四千元」の下に「（工場等である場合にあっては、三十三万円）」を、「九万六千円」の下に「（工場等である場合に

にあっては、二万二千二百円）」を加え、

床面積が三百平方メートル以上	十五万二千円	計画提出 又は計画
----------------	--------	--------------

二千平方メートル未満のもの	通知のとき。
---------------	--------

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円（工場等である場合にあっては、二万九千二百円）	計画提出又は計画通知のとき。
床面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	十五万二千円（工場等である場合にあっては、四万千円）	計画提出又は計画通知のとき。

を

に改め、「二十四万五千円」

の下に「（工場等である場合にあっては、十万円）」を、「三十二万円」の下に「（工場等である場合にあっては、十五万円）」を、「三十八万四千円」の下に「（工場等である場合にあっては、十八万五千円）」を、「四十五万円」の下に「（工場等である場合にあっては、二十三万円）」を、「五十八万三千円」の下に「（工場等である場合にあっては、三十一万九千円）」を加え、「第三十二条」を「第三十七条」に、

「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万九千三百円
-----------------------------	---------

床面積が三百平方メートル未満のもの	計画提出
-------------------	------

計画提出  
又は計画  
通知のと  
き。

を

方メートル以上 千平方メートル 未満のもの	百円	又は計画 通知のと き。
床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの	二万九千三 百円	計画提出 又は計画 通知のと き。

に改め、同表三百

九十九の六の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一

項各号」を「第三十五条第一項各号」に、

床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの	三十七万八 千円（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あっては、二 万九千三百 円）	認定申 のとき
---	---	------------

請

床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの	二十九万三 千円（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あ	認定申請 のとき。
--	---	--------------

床面積が三百平

十五万千円 (建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、二万九 千三百円)	認定申請 のとき。
---	--------------

を

床面積が千平方メートル以上二 千平方メートル	床面積が三百平 方メートル以上 千平方メートル 未満のもの	十一万五千 円(建築物 エネルギー 消費性能向 上基準適合 計画である 場合にあつ ては、一万 八千七百円	認定申請 のとき。
床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル	十五万千円 (建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあって は、二万九 千三百円)	認定申請 のとき。	認定申請 のとき。

に改め、

を

床面積が千平方 メートル以上二 千平方メートル 未満のもの	三十七万八 千円(建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、二 万九千三百 円)	認定申請 のとき。
--	---	--------------

に、

方メートル以上  
二千平方メー  
トル未満のもの

未満のもの

費性能向上  
基準適合計  
画である場  
合にあつて  
は、二万九  
千三百円)

同表三百九十九の七の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十  
一条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表三百九十九の八の項中「第三十一  
条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項

」に、

床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの	三十七万八 千円（建築 物エネルギー 消費性能 向上基準適 合計画であ る場合に あつては、二 万九千三百 円）	変更認定 申請のと き。
---	---	--------------------

を

床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メー トル未満のもの	二十 千円	床面積が千平方 メートル以上二 千平方メー トル未満のもの	三十 千円	物エ	物エ	消費	消費	向上	向上	合計	合計	場	場	つて	つて
---	----------	--	----------	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	----	----



九万三 （建築 エネルギー 費性能 基準適 画であ 合にあ は、二 千三百	九万三 変更認定 申請のと き。
七万八 （建築 エネルギー 費性能 基準適 画であ 合にあ は、一 千七百	七万八 変更認定 申請のと き。

に、

床面積が三百平 方メートル以上 二千平方メート ル未満のもの	十五万千円 （建築物エ ネルギー消 費性能向上 基準適合計 画である場 合にあつて は、二万九 千三百円）	変更認定 申請のと き。
---	---	--------------------

を

床 千 方 未 | 床 千 方 未

万九  
円）

面積が三百平 メートル以上 平方メートル	十一万五千 円（建築物 エネルギー	変更認定 申請のと き。
----------------------------	-------------------------	--------------------

満のもの	消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、一万八千七百円	変更認定
面積が千平方メートル以上二平方メートル未満のもの	十五万千円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、二万九千三百円）	申請のとき。

に改め、同表三百九十九の九の項中「第三

十一條第二項」を「第三十六條第二項」に、「第二十九條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十條第二項」を「第三十五條第二項」に改め、同表三百九十九の十

床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十
千円	九千
物エ	ては
ー消	場合
基準	築物
は	場合
九千	ては

の項中「第三十六條第一項」を「第四十一條第一項」に、

七万八 （建築 エネルギー 費性能 適合建 である にあつ 、二万 三百円	認定申請 のとき。
---	--------------

を

床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
三十七万八千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、二万九千三百円）	二十九万三千円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、一万八千七百円）
認定申請のとき。	認定申請のとき。

に、

ル 二 方 床

床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	消費性能基
床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	認定
十二万五千円（建築物エネルギー消費性能基	のと

面積が三百平方メートル以上 千平方メートル未満のもの	十五万千円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 二万九千三百円)	認定申請のとき。
-------------------------------	--	----------

を

床面積が千平方メートル以上二 千平方メートル未満のもの	十五万千円 (建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、 二万九千三百円)	準適合建築物である場合にあっては、 一万八千七百円)	認定 のとき
--------------------------------	--	-------------------------------	-----------

申請 のとき。	申請 のとき。	に改める。
------------	------------	-------

(ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部改正)

**第二条** ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例(昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「六千三百円」を「七千四百円」に改め、同項第二号中「四千百円」を「五千六百円」に改め、同項第三号中「千九百円」を「三千二百円」に改め、同項第四号中「二千四百円」を「三千六百円」に改める。

(奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正)

**第三条** 奈良県産業振興総合センター手数料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「千八百八十円」を「二千三百円」に改め、同表の二の4を削り、同表の二の5の(六)中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表の二中5を4とし、同表の二の6の(二)中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表の二の6中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を削り、同表の二中6を5とし、同表の二の7の(一)中「千八百八十円」を「二千百円」に改め、同表の二の7の(二)中「千二百五十円」を「千八百円」に改め、同表の二の7の(三)中「三千六百六十円」を「三千九百円」に改め、同表の二の7の(八)の(1)中「千三百五十円」を「千六百円」に改め、同表の二の7の(八)の(2)中「千六百七十円」を「千八百円」に改め、同表の二中7を6とし、同表の二の6の次に次のように加える。

7 食品物性測定試験

一試料一項目につき 千七百円

別表の二の8を削り、同表の二の9の(一)及び(三)中「千二百五十円」を「千七百円」に改め、同表の二の9の(四)中「千五百六十円」を「千九百円」に改め、同表の二中9を8とし、同表の二の10の(一)中「一試料一項目につき 千二百五十円」を「一試料一項目につき 千六百円」に、「一試料二十時間ごとにつき千二百五十円」を「一試料

二十時間ごとにつき二千円」に改め、同表の二の10の(二)及び(三)中「四千四百円」を「四千六百円」に改め、同表の二中10を9とし、同表の二の9の次に次のように加える。

#### 10 機械・金属材料試験

##### (一) 強度試験

(1) 万能試験機による試験 一試料一項目につき 三千七百元。ただし、一試料ごとに

千七百三十円を加

算する。

(2) 万能試験機以外による試験 一試料一項目につき 二千円

##### (二) かたさ試験

(1) かたさ測定 一試料一項目五点ご 千六百七十円

とにつき

(2) かたさ分布の測定 一試料二十点ごとに 六千二百四十円

つき

別表の二の11を次のように改める。

#### 11 金属組織試験

(一) マクロ試験 一試料につき 千五百六十円

(二) 金属顕微鏡による試験 一試料につき 五千三百円

別表の二中12及び13を削り、同表の二の14中「四千二百八十円」を「四千五百円」に改め、同表の二中14を12とし、15を13とし、同表の三を削り、同表の四中「五百十円」を「千六百円」に改め、同表中四を三とし、五から十七までを四から十六までとする。

(奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部改正)

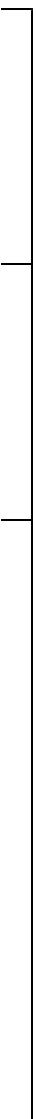
#### 第四条 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例(昭和二十七年七月奈良県条

例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(名称及び位置等)

第二条 駐車場の名称、位置及び使用できる車種は、次のとおりとする。



名称	位置	使用できる車種
奈良高畑自動車 駐車場	奈良市高畑町	乗合型自動車、普通自動車、小型自動車、 軽自動車及び原動機付自転車
奈良大仏殿前自 動車駐車場	奈良市水門町	乗合型自動車（特別の必要があると知事 が認める場合に限る。）、普通自動車、 小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を 除く。）
奈良登大路自動 車駐車場	奈良市登大路町	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ 自動二輪車を除く。）

2 乗降場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良公園バスターミナル	奈良市登大路町

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

使用区分		使用料
駐車場及び乗降場 を使用する場合	乗合型自動車	三、〇〇〇円
乗降場のみを使用 する場合	乗合型自動車	二、〇〇〇円
	一日当たり	
	一日当たり	

駐車のみを使用する場合	乗合型自動車	一日当たり	三、〇〇〇円
	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）	一日一回につき	一、〇〇〇円
	自動二輪車及び原動機付自転車	一日一回につき	三〇〇円

注

1 乗合型自動車の乗客が県内に宿泊する場合において、奈良大仏殿前自動車駐車場の連日使用（午前零時までに入場し、当該入場した日の翌日以後に退場することをいう。以下同じ。）をするときの使用料は、連日使用が継続する限り三千円とし、この表の規定は適用しない。

2 奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、奈良登大路自動車駐車場における二時間未満の駐車に係る使用料は、無料とする。

### 第五条

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項の表奈良登大路自動車駐車場の項の次に次のように加える。

奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場	奈良市二条大路南四丁目及び三条大路四丁目	乗合型自動車、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）
------------------	----------------------	-------------------------------------

第二条第二項の表奈良公園バスターミナルの項の次に次のように加える。

平城宮跡バスターミナル	奈良市二条大路南四丁目及び三条大路四丁目
-------------	----------------------



別表駐車場のみを使用する場合の項中

一日一回につき	一、〇〇〇円
---------	--------

を

奈良めぐり 平城宮跡前 自動車駐車場 を使用する 場合	一時間 以内に つき	二〇〇円（駐車 する時間が二十 四時間以内につ き五〇〇円を上 限とする。）
その他の駐 車場を使用 する場合	一日一 回につ き	一、〇〇〇円

に改める。

（奈良県立都市公園条例の一部改正）

**第六条** 奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

別表第四中十五を削り、十六を十五とし、十七を十六とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の二百七十六の項から二百八十一の項までの改正規定、同表三百八十三の二の項を同表三百八十三の二の三の項とし、同表三百八十三の項の次に次のように加える改正規定及び同表三百九十九の項の改正規定

公布の日

二 第一条中奈良県手数料条例別表第一の二百三十七の項の改正規定 令和三年六月一日

三 第一条中奈良県手数料条例別表第一の百五十一の二の二の二の項とし、同表百五十一の二の二の次に次のように加える改正規定、同表百六十三の五の項の次に次のように加える改正規定、同表百九十一の九の二の項の次に次のように加える改正規定及び同表百九十一の十三の項の次に次のように加える改正規定

令和三年八月一日

四 第五条及び第六条の規定 規則で定める日

(経過措置)

2 令和三年七月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百五十一の二の二の項の規定の適用については、同項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一項」とあるのは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十三条の三第一項」とあるのは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十三条の六の項から百六十三の八の項までの規定の適用については、これらの項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二第二項」とあるのは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第十二条第九項」とする。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可の申請に係る手数料については、第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一の二百三十七の項の継続の場合の

規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前のふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例及び第三条の規定による改正前の奈良県産業振興総合センター手数料条例に規定する試験、免許証の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、免許証の交付等に係る手数料については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

6 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の奈良県立都市公園条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。